



乗客と働く者のいのちを守り 安全・安心な鉄道を構築する申し入れ

8/9 提出

輸送サービス労組は昨年の申30号「ウェアラブルカメラ導入に関する申し入れ」団体交渉において、カメラの導入経緯ならびに車内貫通業務における基本体制と、乗客・社員の安全確保、いのちを守ることの問題意識において、労使で議論を重ね認識の一致を図ってきました。しかし、交渉席上にて確認・合意してきた事項を労働協約（議事録確認）として書面化することを頑なに拒み、労働協約の締結には至っていません。この経営姿勢は、社員のいのちを蔑ろにする行為であると言っても過言ではなく、到底容認できません。

近年、列車内での傷害事件や社員への暴力行為が後を絶たない状況の中で現場社員は不安を抱えながら日々の業務に向き合っています。鉄道列車内において「緊急事態」が発生した際に、いかにして自らの安全を確保しつつ、JR東日本をご利用される方々のいのちを守るのか、安全な避難誘導の徹底、各種非常用設備の共通化、車内防犯関係設備の充実、社員と警備員による駅構内巡回や警戒添乗の強化など連携した取り組み、要員体制の見直し等、様々な角度からの安全対策を講じていくことが必要です。したがって以下の通り申し入れを行いました。

申し入れ項目

1. 昨今の列車内殺傷事件や刃物パニック騒動等の状況に踏まえ、乗客と働く者のいのちを守るための安全対策を具体的に講じること。
2. 安全配慮義務を果たす上で、労使の合意事項を書面化して確認すること。
3. 今申し入れに対する回答は、2023年8月31日までに行うこと。また、団体交渉は2023年9月15日まで実施すること。

安全で安心した輸送サービスを提供できる労働環境をつくりだすためにも、
労使協議を蔑ろにする経営姿勢は認められない!

